



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 1 日 (金)
第 7 8 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定介護予防サービス事業者の指定 (852) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (853) (鳥取保健所) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (854) (米子保健所) 2
	保安林の指定の解除予定 (855) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (856~858) (〃) 3
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (54) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第 852 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター 理事長 山元美津江	鳥取市吉成 91-16	特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター	鳥取市吉成 91-16	介護予防通所介護	平成 18 年 11 月 20 日
いなばタクシー株式会社 代表取締役 波多野 淳	鳥取市河原町谷一木 1033-1	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	鳥取市河原町谷一木 1033-1	介護予防訪問介護	平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県告示第 853 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
山本内科呼吸器科クリニック	鳥取市桜谷 367-1	平成 18 年 11 月 7 日

鳥取県告示第 854 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3-6	平成 18 年 12 月 1 日
ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	〃

鳥取県告示第 855 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字台山2105の3、字高浜2164の780、2164の861、2164の862
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第 856 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市榎原字鱒谷奥1233の1、1233の2、1235、1238から1242まで、河内字恋谷1467の29
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河内字井手向1351の1、1351の2、字丹坊1481の1、1481の2、1490の3、字椎谷上平1493の1、1493の2、1494、1495の1、字西土居1510、1512から1514まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐採は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 857 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字長畑641の1、643の1、643の2、字タワ719の1から719の4まで、719の6、720、721、字丸淵947の1、948から950まで、951の1、字ハセツコウ952の1、953の1、954の1、955の1（次の図に示す部分に限る。）、956の1、957の1、958、959の1、960の1、961の1、962、962の1、963から965まで、字風河原ノ上エ1023、1023の1、1025、字市井谷1026から1038まで、字成畑ノ上エ1039から1049まで、1051、1052の1、1052の2、1053、1054、字タワノ上1055、1056の1、1056の2、1057から1059まで、1060の1、1060の4から1060の6まで、字滝ヶ谷1062、1065から1068まで、1070、1072、1074から1077まで、字カケ子コノ上エ1078、1079、1082、1082の1、1083、1083の1、字山柿1085、1086の1、1086の2、1087、1088の1から1088の3まで、1089の1から1089の3まで、1090、1092の1、1092の2、字下山柿1093の1、1094、1095、大字西野字小谷1248、字中尾1308、1309、大字大内字タレザコ843、844、845の2、845の5、846の1、846の2、大字三吉字漆山782の2、783の2、字アベカ途755、大字口字波字梅ヶ谷491の2、大字埴師字天木竹ヶ鼻466の3、字大谷549、550、562の2、字大鳴岸1159、1159の2、1159の4から1159の10まで、字北谷中1161、1162、字穂見臺1163の1から1163の3まで、1166から1168まで、1168の1、1169、1169の1、1170、1172、字サコ田1174から1176まで、字清水ヶ平1255の1から1255の3まで、字ヲコフ谷1259の1、1259の3、1259の4、字北谷山1260の1から1260の9まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 858 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249

号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷770、771の1から771の4まで、772の1、772の2、773の1、774の1、774の2、775、776の1、777の1から777の12まで、777の15、777の17、777の19、777の23、785、786の1から786の3まで、787の1から787の20まで、787の23、787の31、788の1、788の2、789の1、790、791、791の1、字立茅ノ谷805の1から805の6まで、805の7（次の図に示す部分に限る。）、805の8から805の15まで、805の20、805の22、805の28、806の1から806の3まで、806の9、807、808の1、808の2、809の1、809の2、810から818まで、字笠木谷819から829まで、830の1、831の1から831の20まで、831の22、831の26、831の28、831の30、831の32、831の34、831の36、831の37、831の39、831の40、832、832の1、833の1、833の3、834の1、834の2、835、836の1から836の3まで、836の5、837の1、837の2、838の1、838の2、839、840の1、840の2、841の1、841の2、842、843

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 54 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	

ケアハウスさかい幸 朋苑	境港市竹内町2082	ケアハウスさかい 幸朋苑	境港市竹内町2082
介護老人福祉施設新 さかい幸朋苑	境港市上道町2053-1		
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

中央材料室機器 一式

(内訳)

高圧蒸気滅菌装置 1 台

蓄熱式蒸気発生装置 大型 2 台及び中型 1 台

RO水製造装置 1 台

酸化エチレンガス滅菌装置（排ガス処理装置内蔵） 1 台

自動ジェット式超音波洗浄装置 1 台

システム乾燥装置 1 台

システム流し台 2 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日（土）

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 12 月 14 日（木）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 18 年 12 月 1 日（金）から平成 19 年 1 月 10 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当
電話 0858-22-8181（内線 320）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で、平成 18 年 12 月 1 日（金）から同月 15 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 1 月 10 日（水）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県立厚生病院小会議室（本館 3 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 12 月 21 日（木）午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A set of equipment for the Central Supply Room

① High-pressure steam sterilizer, 1 unit

② Regenerative steam generator, 2 large units, 1 medium unit

③ Reverse Osmosis Water Purifier, 1 unit

④ Ethylene oxide gas sterilizer with built-in exhaust-gas treatment system, 1 unit

⑤ Automatic Washer-Disinfector with Ultra-sonic cleaning, 1 unit

⑥ Systematic drying device, 1 unit

⑦ Systematic sink, 2 units

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5 :00 PM, 21 December, 2006

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1 :30 PM, 10 January, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12:00 noon, 10 January, 2007

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex.320